加盟団体代表者 各位

公益財団法人相模原市スポ 会 長 三 塚



緊急事態宣言発出に伴う対応について(依頼)

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当協会スポーツの普及・振興につきまして、格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、相模原市から別紙「緊急事態宣言に伴う対応について」のとおり、<u>緊急事態宣言</u> <u>に伴う対応及び市体育施設の利用中止について依頼</u>がありました。

つきましては、以下のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

1 各種目団体事業について

・各種目団体において、市からの発表資料並びに施設の利用(休止)状況を踏まえ判断してください。

2 市体育施設の利用中止について

- ・令和3年1月13日(水)から緊急事態宣言の終了までの間、市体育施設を休止することが決定しました。
 - ※施設の利用休止等については相模原市HPまたは施設に御確認ください。 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/koho/1019215.html)
- ・市体育施設の<u>休止期間中(1月13日(水)から緊急事態宣言の終了まで)</u>の利用 分について、施設使用料等が全額還付となります。なお、<u>還付に関しては、施設に</u> よって手続きが異なりますので、施設管理者に直接お問い合わせください。

3 その他について

- ・政府の緊急事態宣言の発出を受け、当協会事務局職員の在宅勤務及び正午から午後1 時まで窓口業務の休止についても2月7日(日)まで実施します。
- ・加盟団体の皆様におかれましても、引き続き、来局する際は最少人数でお越しいただ きますようお願い申し上げます。
- ・けやき会館3階の社会教育関係団体室も<u>1月13日(水)から緊急事態宣言の終了ま</u>で、利用休止となりますので利用団体はご注意ください。

以上

公益財団法人相模原市スポーツ協会事務局 電話 042-751-5552 担当 篠﨑・菅原・菊地